

公 示

自動車特定整備事業者の行政処分について  
(株式会社ビッグモーター)

… 2

# 公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ビッグモーター  
代表取締役 和泉 伸二  
東京都多摩市貝取五丁目3番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

ビッグモーター 武蔵村山店  
東京都武蔵村山市5街区5-3  
認証番号 第1-12184号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和6年 2月13日 から  
令和6年 3月 3日 まで 20日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第3項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年2月13日

関東運輸局長 勝山 潔

# 公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ビッグモーター  
代表取締役 和泉 伸二  
東京都多摩市貝取五丁目3番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

ビッグモーター瀬谷橋戸店  
神奈川県横浜市瀬谷区橋戸二丁目39-11  
認証番号 第2-6328号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和6年 2月13日 から  
令和6年 2月27日 まで 15日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第3項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年2月13日

関東運輸局長 勝山 潔

# 公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ビッグモーター  
代表取締役 和泉 伸二  
東京都多摩市貝取五丁目3番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社ビッグモーター 埼玉鴻巣店  
埼玉県鴻巣市八幡田466番地1  
認証番号 第4-6901号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和6年 2月13日 から  
令和6年 3月 8日 まで 25日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年2月13日

関東運輸局長 勝山 潔

# 公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ビッグモーター  
代表取締役 和泉 伸二  
東京都多摩市貝取五丁目3番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社ビッグモーター 春日部店  
埼玉県春日部市永沼1819番9  
認証番号 第4-6942号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和6年 2月13日 から  
令和6年 3月 3日 まで 20日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第91条第1項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年2月13日

関東運輸局長 勝山 潔

# 公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所  
株式会社ビッグモーター  
代表取締役 和泉 伸二  
東京都多摩市貝取五丁目3番地
  
2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号  
株式会社ビッグモーター 上尾店  
埼玉県上尾市日の出一丁目10番14号  
認証番号 第4-6802号
  
3. 処分の内容  
(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令  
停止期間 令和6年 2月13日 から  
令和6年 2月27日 まで 15日間
  
4. 処分の理由  
道路運送車両法第91条第1項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年2月13日

関東運輸局長 勝山 潔